

新型コロナウイルス肺炎の感染拡大防止に関する申し入れ（第6回）

流山市長 井崎 義治 様

2020年 4月 30日

日本共産党流山市議団・日本共産党流山市委員会

『緊急事態宣言』の期限（5月6日）まで1週間を残し、「期限延期」も報道されている。感染規模は、世界で累計3百万人（2週間で百万人増加）、国内で累計1万人（9日間で2倍化）を超えた。独自に早期の緊急事態宣言を出した北海道では、「第2波」ともいえる感染拡大の傾向を示し、隣接する松戸市では、人口当たりの感染率は都内と変わらない深刻な事態を迎えている。

流山市が発表した「補正予算（第1号・専決処分）」において、国・県の政策課題に課題や不十分さがあるものの、厳しい市民生活への手立てが盛り込まれた点は評価する。しかしながら、現時点で必要不可欠な対策、厳しさを増す生業、経営、雇用環境などへの対応には課題を大きく残しており、第2弾、第3弾の施策展開を求め、以下、要請する。

記

1、地域における医療・介護の崩壊を必ず防ぐ取り組みについて

ア、PCR検査へ派遣（対応）される医師及び看護師に対する市からの日当は、感染リスクを十分考慮した金額を設定し、防護備品等の充足支援すること。

イ、党市議団が重ねて申し入れている検査・診療（継続的見守りを含む）・治療（療養を含む）体制（口頭で2月28日以降、文章で3月4日以降）への回答もなく、一方で、保健所の全国所長会会見（25日オンライン記者会見）では「（PCR）やればやるほど見つかる。検査後の受け皿の入院ベッドや宿泊施設の確保を同時に進めていかないと」という指摘も聞かれており、待ったなしの状況が続いている。しかも他市では、PCR検査が受けられず死亡した事例や重症・救急搬送となった事例、PCR検査の結果が出るまでの間に死亡した事例が相次ぎ、市内でも同様の事案が起りうる危険性は日々、高まっている。

「検査前及び検査結果判明前までの経過観察・診療・治療体制」、「検査結果判明前までに重篤化した場合の受入・治療体制」、「結果判明後の診療体制」、「「軽（無症状者を含む）・中等」症者に対する受入・隔離・療養体制」、「「軽（無症状者を含む）・中等」症者及び、

「陰性」と判断された者であっても急激に重篤化した場合の受入・治療体制」に対する市内の体制及び整備の進捗、今後の方針を市長から市民へ説明すること。

ウ、「4月分の診療報酬が出る6月に倒産する病院も出る」といわれる下で、市立病院を持たない本市にとって、千葉県東葛北部保健医療圏に位置付けられた市内基幹病院はかけがえのない存在である事を鑑み、社会インフラと位置づけること。また、新型コロナウイルス感染症患者の受入によって他の診療・入院の受入縮小を余儀なくされていることなどによる収入減少に加え、病床増設や「(仮称)発熱外来」の設置などによる支出の増加の影響による減収相当分の助成を行い、保健医療及び救急医療の体制崩壊を防止するため、大胆な財政支援及び固定資産税など市税の免除を早期に行うこと。市内の開業医(医歯科)の経営破綻による医療崩壊を防止するため財政支援を行うこと。

エ、医療機関及び介護施設・事業所に十分な量のサージカルマスク、消毒液、防護用品を早急に供給すること。また、感染リスク相当の特別手当や従事することに伴う風評被害、人権侵害、家族への誹謗及び、保育等への通所継続等に市としての対応を強化すること。

オ、ゴールデンウィークにおける医療供給体制として、厚生労働省通知(「5月の連休時に向けた医療提供体制の確保に関する対応について」等)の全面実施に向け、必要な事務員体制の補充、事業費及び、委託費等の増額を行うこと。

2、子どもの保育・教育について

ア、6月1日再開予定の幼稚園・小中学校について、十分な人間関係の構築等が不十分で、かつ不安定な児童生徒の心情(進学や受験に向けた焦り、部活動や各行事などにおける目標の喪失、生活リズムの崩れ)等を十分に考慮した対応を教職員集団で共有化すること。

イ、過去経験したことがない事態を迎え、かつ今年度の秋・冬には再び感染爆発が起きかねない事態を念頭に、児童生徒の心身の健康(感染予防等)及び人格形成、人権を尊重した運営・指導を最優先すること。また、学校等の各種行事・式典に向けた準備、市全体及び、地域等から要請される行事参加については、負担を可能な限りなくすこと。

ウ、小中学校、幼稚園、保育園、学童保育、放課後等デイサービスにおける感染予防のための必要な備品は充足させること。指導と称し、国から支給されたマスクの使用強要などは絶対にしないこと。

エ、市内各保育園や認定こども園では、順次強化された登園自粛の下、勤務自粛の保育士に対する有給休暇扱い、お弁当持参など園毎にバラツキが生じている。運営費委託全額は支給されていることから、保育の質・量の維持、保育士の処遇（特別休暇取得の積極的活用など）を守る取り扱いを優先するよう周知すること。

3、生業・雇用・経済を守る取り組みについて

ア、家賃や従業員への給与等に対する一時給付金を市独自に創設すること。また、国・県の支援金等について、間に合わない場合や不足する場合は、市独自での立て替え払いや一部補てん等、積極的に支援すること。

イ、市税等の徴収について、「（仮称）何でも相談窓口」を設置し、各種融資制度・銀行への住宅ローン返済猶予等への相談と連携し、納税の猶予等現行制度及び、新制度を積極的に活用し、生活破綻や家庭崩壊の防止を最優先すること。

ウ、分納納付等を約束している世帯・事業者に対しては、分納制約上の金額の減額を含め、生活実態に応じた対応をきめ細やかに行うこと。

エ、法人市民税法人割における本市独自の超過課税について、撤廃すること。

オ、生活保護と同時に、住居確保給付金など積極的な情報発信を行い、生活再建に向けたセーフティーネットを強化すること。

4、本部体制の強化及び市職員等の感染対策について

ア、市内在住及び在勤者が都市圏をまたぎ往来している本市の状況及び、新型コロナウイルスの未解明な部分が多く、かつ死亡や重症化の事例、各地の医療崩壊の状況を鑑みれば、「対岸の火事」という見方や現時点における市内在住の感染者数の少なさから「幸いにも」という位置づけを排し、危機感をもって体制及び、施策の拡充に取り組むこと。

イ、各施策における進捗状況の「見える化」を図り、市民及び議会との情報共有体制を強化すること。

ウ、全庁及び市内各施設（小中学校、指定管理委託も含む）について、全庁的な分散及び時差勤務の徹底を再度確認し、組織勤務体制上の感染予防対策の進捗を横断的に確認し、徹底を図ること。

エ、感染症対策における相談業務をはじめ、虐待・いじめ・自殺、生活保護など人命等にかかわる業務及び、営業補償や介護などの相談業務に従事する職員については、ゴールデンウィーク

中であっても職員常駐を行い、緊急事態に対応できる体制を整えること。同時に、業務内容の緊急度、ご家族の心配も考慮した出退勤管理について、担当職責者任せにせず、人事部門も支援を図ること。

オ、感染リスクがありながらも、公共サービスを担い続けている指定管理業務や委託業務、民間事業所の従事スタッフに対し、特別手当の支給、感染予防に必要な備品等の補充、市長のメッセージの発信等を行い、士気を高めること。

5、国・県へ要請すること。

ア、医療機関の崩壊や院内感染の防止に向けて、大胆な財政支援を強化するとともに、感染予防に欠かせない医療備品の充足を尽くすこと。

イ、自粛に伴う休業補償や家賃補助など、日本経済を下支えする中小零細事業所の経営・生業・雇用の継続にむけた継続的で、大幅な追加補正に取り組むこと。また、令和2年4月の月例経済報告で「悪化」と表現されたのは、リーマン・ショック以来、約11年ぶりであることを踏まえ、消費税減税を含め、雇用調整助成金、地方創生交付金の大幅な追加を求めること。

ウ、感染対策の強化に向けた人員体制の強化、予算の確保・充実に取り組むこと。

エ、自粛期間中も業務に専念してきた各職種については、社会的な位置づけを引き上げ、特に、保育士や学童支援員、ヘルパー、ごみ収集従事者など、低すぎる社会的処遇を抜本的に引き上げ、感染リスクを含めた特別な手当を社会的に位置付けられるよう配慮すること。

以上